

災害時における車両による輸送の協力等に関する協定書

大阪市西区役所（以下「甲」という。）と日本交通株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に規定する災害時の救助に必要な車両による輸送の協力等について、次のとおり協定を締結する。

（要請内容）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、被災者又は被災するおそれのある者（以下、「被災者等」という。）について、バス及びタクシー（以下、「車両」という。）による輸送の必要があると認めるときは、乙に対し、車両による輸送を要請することができる。

2 甲が乙に要請する内容は、次に掲げる業務とする。

- （1）被災者等の避難所等への輸送
- （2）避難所間等の輸送業務（津波浸水区域外への2次避難等）
- （3）その他の車両による支援業務

（要請方法）

第2条 第1条の規定による要請は、「協力要請書」（様式第1）により通知する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請文書を乙に交付する。

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し事業運営上、支障のない範囲において協力する。

2 その他、輸送に際し必要な事項については、甲及び乙の協議のうえ決定する。

（報告）

第4条 乙は第3条による業務を実施した際は、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、「業務完了報告書」（様式第2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法により報告し、事後報告文書を提出するものとする。

（費用負担等）

第5条 第1条の規定による要請により乙が実施した輸送に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、災害発生時の直前における乙の通常の供給価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

3 その他、本条における費用の算出については、甲と乙が協議して決定する。

（事故等）

第6条 乙は、供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき（以下「事故発生時」という。）は、速やかに代替車両を用意してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、車両の事故発生時は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の規定により、協力に従事した者が、そのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところによるほか、乙との協議の上で、協力に従事した者に対する補償を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては安全安心担当課長とし、乙においては業務室室長とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪市西区新町4丁目5番14号
大阪市協定締結担当者
大阪市西区長 (自書)

乙 大阪市西区新町3丁目14番13号
日本交通株式会社
代表取締役副社長 (自書)

様式第1（第2条関係）

第 号
令和 年 月 日

日本交通株式会社
代表取締役社長 様
(FAX - -)

大 阪 市 西 区 長
(担当：)

協 力 要 請 書

令和 年 月 日付けで締結した「災害時における車両による輸送の協力等に関する協定書」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

項 目	要 請 内 容	
災害の状況		
協力を要請する理由		
協 力 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
必 要 台 数		
輸 送 人 員		
活 動 場 所	乗車場所	輸送先
活 動 内 容	☐ 災害時等の被災者等の避難所等への輸送 ☐ " 避難所間の輸送 ☐ " 2次避難に関する輸送 ☐ " 大阪市域外への輸送 ☐ " 帰宅困難者の輸送 ☐ " 広域避難の受入れに関する輸送 ☐ その他 ()	
その他事項		

様式第2（第4条関係）

令和 年 月 日

大阪市西区长様
(FAX ー ー)

日本交通株式会社
代表取締役社長
(担当:)

業 務 完 了 報 告 書

「災害時における車両による輸送の協力等に関する協定書」第1条に基づく協力要請書第 号
により要請された業務が完了しましたので、同協定書第4条の規定により、報告いたします。

自動車登録番号				
従 事 者 名				
要請年月日				
協 力 日				
活 動 場 所				
運行時間				
合計走行距離				
その他事項				